

## 滋賀県地域福祉支援計画（案）

### 第1 基本理念と基本方針

#### 1 基本理念

「 全ての地域住民のために  
全ての地域住民で支える  
『地域福祉』による共生社会の構築 」

#### 2 基本方針

##### **基本方針1** 多様な主体の参画による地域福祉の推進

「地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、従来の福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画により、時と場合に応じて、支え、支えられるという支え合いの関係（共助）の拡大を目指します」

（すべての地域住民が互いに支え合う関係）

- 近年、高齢者、障害者、児童など対象ごとの福祉制度が充実する一方で、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁の希薄化等により、地域では、現行制度では対応しきれない多様な生活課題が顕在化しています。
- こうした多様な生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であり、すべての地域住民が自らの問題として受け止めて、地域のあらゆる主体の参画により解決に向かうような仕組みを作っていくことにより、地域住民の将来の安心にもつながります。
- そのため、地域住民が主体となって、高齢者も障害者も時と場合に応じて支え手となりながら、誰もが何らかの役割を担い、地域において人と人が支え合う関係（共助）を広げていくことが重要です。

（地域福祉の推進は待ったなしの状況）

- また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような支え合いの関係にあれば、その変化を近隣住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を防ぐことも可能となります。
- こうした予防的な観点からも、地域福祉の推進は早急に取り組むべきであり、待ったなしの状況にあることから、改めて「地域福祉」をこれからの福祉施策としてしっかりと位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

## **基本方針 2** 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

「地域の多様な人々の多様な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する仕組みや拠点づくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します」

(今、県が支援すべき地域福祉とは)

- 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、単に居場所の提供のみならず、例えば高齢者と子どもの世代間交流に加え、住民も含めて誰もが交流しながら、地域課題を話し合う「場」を提供しようとするものです。
- こうした取組により、地域に存在する多様な人々の多様な困りごとが拾われ、地域住民が参加する中で、少しずつその解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されます。
- 各市町では、地域福祉の推進のために地域福祉計画に基づいて様々な取組が行われており、県はその取組の支援を行う役割を担っていますが、特にこうした拠点の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。

(雇用、産業、教育等と連携したまちづくり)

- また、この拠点における取組は、まちづくりにつながることも期待されています。拠点の整備にあたっては、こうした視点に立って、福祉分野のみならず、他の分野と連携して取り組むことも必要です。

- 例えば、雇用、産業、教育等と連携して、各分野の人材やノウハウ、施設などの資源を活用する一方で、各分野の様々な課題やニーズにも応じる形で協働し、地域の広い関係者がWIN-WINの関係を築くことにより、地域の活性化を図ることが可能となります。
- こうした観点から、拠点における地域課題の解決に向けた仕組みづくりでは、福祉以外の他の分野の課題から発想することも重視します。

### **基本方針3** 公私協働による新たな公的サービスの創造

「滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス（公助）としての制度化を目指します」

（「公」と「私」のそれぞれの役割）

- 地域住民は、地域で生活している人にしか見えない地域の生活課題を発見することができますが、それに対応するための専門的知識や資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。
- そのため、地域課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置付けられている社会福祉協議会の専門的知識やノウハウが不可欠です。
- また、社会福祉法人も、現在国会に提出されている社会福祉法等の一部を改正する法律案において、地域における公益的な取組の実施が責務とされており、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、新たな実践の担い手として重要な役割が期待されています。
- 一方、行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民や社会福祉協議会、社会福祉法人とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域の求める仕組みを安定的な公的サービス（公助）として創っていくことが必要であり、県として積極的に取り組みます。

## 第2 今後5年間の重点的な取組

基本理念である「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、今後5年間、次の3つの柱について特に重点的に取り組みます。

### 1 あらゆる縁に基づく組織・団体・個人によるモデル的な地域福祉推進の支援

- ・ 少子高齢化や地域のつながりの希薄化等により、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・ 互助・共助の取組を育みつつ、分野を問わず包括的な相談・支援体制の仕組みづくりが求められています。
- ・ 地域の課題を地域自らで解決できるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、地域課題の解決に向けた仕組みづくりを支援し、地域力の向上を促進します。

### 2 地域福祉の担い手となり得る人材（特に団塊世代）の掘り起こし

- ・ 地域によって異なる福祉ニーズや、また将来的な福祉ニーズを見据えながら、地域で必要とされる福祉サービスを提供できる拠点が求められています。
- ・ 例えば、NPO、ボランティア、老人クラブなど多様な事業主体による重層的な生活支援・福祉サービスの提供体制の整備が求められており、そのためには、社会参加や地域づくりを進める担い手の養成が必要です。
- ・ 特に退職シニアが、これまでの知識や経験を生かして社会貢献を行い、地域課題の解決に取り組むことができるよう、その人材養成を行います。

### 3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- ・ 障害者差別解消法は、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすために、何が差別に当たるのかについての共通の物差しを明らかにしようとするものです。
- ・ また、差別者・被差別者という形で国民を切り分けて固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならないとされています。
- ・ こうした法の目的や理念に忠実に基づいて、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに向けて、法律の円滑な施行に取り組みます。

### 第3 取組の方向性

#### 1 共生の地域福祉の推進

家族形態の変化や個人の価値観の多様化に伴い、地域における住民のつながりが希薄化する中、県民誰もが、地域においていきいきと自立した生活を送るためには、行政による地域福祉の推進方策に加え、住民、福祉関係機関、NPO、企業、行政等が有機的に連携し、共に生き、支え合う「共助」の社会づくりを推進することが重要です。

このため、地域住民相互による福祉活動の推進、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等の活動の活性化、こうした主体のネットワーク化を進めることにより、地域力の向上を図る必要があります。

##### (1) 地域における福祉の仕組みづくり

###### ① 民生委員・児童委員活動の推進

- ・ 民生委員・児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。
- ・ 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、研修会を充実し資質の向上を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの住民によるその幅広い活動への協力が得られるよう、周知、啓発に努めます。

###### ② 地域福祉コーディネーターの育成

- ・ 市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整により、迅速な解決につなげます。

###### ③ 小地域福祉活動の推進

- ・ 自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりに向け、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の小地域福祉活動を推進します。
- ・ この活動では、小地域ならではの特徴を生かし、住民の福祉学習・啓発活動ふれあい・交流活動、見守り・助け合い活動、災害に強いまちづくりの

ための活動を進めます。

④ 活動資金の確保と有効活用

- ・ 住民が地域福祉活動を行うに当たっては活動資金が必要ですが、その活動は住民同士の支え合いに基づくものであることから、活動資金についても住民自ら負担するか、自ら集めることが原則であり、県としては、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。

(2) 災害時の支援体制づくり

① 地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進

- ・ 避難行動要支援者に対する避難支援が円滑かつ迅速に行われるよう、避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者毎に具体的な支援方法を定めた個別計画の作成を促進するため、市町職員等を対象とした研修等を行います。
- ・ 民生委員・児童委員、自治会、消防、警察、自主防災組織等の関係者による日頃からの避難行動要支援者名簿の共有、声かけ、見守り等を促進し、地域における災害時の支援体制の強化を図ります。
- ・ 災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を超える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。

② 災害ボランティア活動の促進

- ・ 大規模災害時に円滑にボランティア活動が行えるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する県災害ボランティアセンターの活動を推進するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成や防災訓練を実施することにより、災害に備えた支援体制づくりを進めます。

## 2 担い手づくり

県民の地域での暮らしを支えるためには、支援の主体となる“担い手”の確保・育成が大切です。

このためには、まず、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で生きていける社会を実現するため、すべての県民が人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。

小・中・高校生への福祉教育による意識の醸成と次世代の地域を担う人材の養成を進めるとともに、日々の見守り活動を行う住民やボランティア組織による活動、さらには企業による社会貢献など、多様な活動主体の育成を進める必要があります。

また、様々な専門的知識、経験、ノウハウをもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保に努める必要があります。

さらに、全ての県民がそれぞれ担っている役割にとどまらず、その枠を超えて少しずつでもできることに取り組む「ボランティア精神」の醸成に努めることが求められています。

### (1) 福祉意識の向上と次世代育成

#### ① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・ 小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また地域の自治会における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・ 障害者、高齢者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用いただくための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

#### ② インクルーシブ教育の推進

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、「地域で共に生きていくための力」を育てることにより、多様な個人が能力を発揮しつつ自立して共に社会に参加し支え合う共生社会の形成を図るため、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

#### ③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

- ・ 人権が尊重される社会の実現に向けて、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態도를高めるための教育内容を創造します。
- ・ 県民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやり、助け合いの心を育てるために、子どもの頃から生涯を通じた福祉学習の機会や情報の提供を推進します。
- ・ 教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、体験学習の機会を重点的に提供します。
- ・ 障害のある人の自由な表現活動などお互いの個性を認め合う心の育成や、ボランティアに関する学習を推進します。
- ・ 核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

## (2) ボランティア

### ① ボランティア活動の推進

- ・ 県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施します。
- ・ だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくり、ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を進め、ボランティア活動の裾野の拡大を図ります。

### ② 社会貢献活動の促進

- ・ 企業、団体等が地域の一員として地域の福祉課題等の解決に積極的に参画するよう、セミナーの開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。

## (3) 専門的人材

### ① 若者の進路選択支援

- ・ 労働環境の厳しさ等から、特に若い世代を中心に人材確保が厳しいことから、魅力ある職場づくりを推進します。
- ・ 若年層に対して、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうために、県介護・福祉人材センター等による職場体験の場の提供や学校等への訪問活動を推進します。
- ・ 福祉関係団体と連携し、福祉・介護職場の魅力紹介や、就学・研修受講の相談・助言を行い、仕事のイメージアップと福祉・介護分野に対する関心を高めます。

- ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度の活用により、若い世代の福祉・介護分野への参入を促進します。

## ② 多様な人材の参入促進

- ・ 潜在的有資格者の再就職支援や就職説明会の開催等により、多様な人材の確保に努めます。
- ・ 滋賀県介護・福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業者に対しては、働きやすい職場に向けた指導・助言を行い、円滑な就労と定着を支援します。

## ③ 福祉職場への定着促進

- ・ 福祉・介護の職場は、ハードな職務や勤務環境等により職場への定着率が低いことから、職員の処遇改善に取り組む事業者へ助成を行い、職場への定着を促進します。
- ・ 福祉・介護職場における若手職員（ブラザー・シスター）への相談技術研修や、こうした若手指導職員にアドバイスを行う支援員を派遣し、職場内相談体制の充実と若手職員の定着を促進します。

## ④ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・ 福祉関係職員が多様な研修を体系的に受講し、専門知識や技術の向上を図るとともに、幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、専門職の養成と必要な職場への配置を促進します。
- ・ 関係機関で構成する「滋賀県介護職員人材育成・確保対策等連絡協議会」において、課題解決のための方策を検討し、県域全体で介護人材の資質の向上に資する取組等を推進します。

## (4) 定年退職後シニア層、主婦層、学生層等の新たな担い手の掘り起こし

- ・ 定年退職したシニア、子育てが一段落した主婦、大学生をはじめとした学生などが、これまで培った知識、経験、ノウハウを活かしながら、地域福祉の新たな担い手として活躍できるよう、主体的な社会参加を促します。

### 3 安心のサービス利用

支援を必要とする人には、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、分かりやすい情報提供がなされるとともに、“だれでも”、“安心して”、“質の高いサービス”を受けられる体制を整えることが大切です。

判断能力が不十分なひとが安心して適切にサービスを受けるための支援や、サービスを利用してからの相談や苦情解決への適切な対応が必要です。

また、福祉サービスの提供者の負担を軽減するとともに、利用者が一層質の高いサービスを受けられるための環境を整備することが期待されています。

#### (1) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進

##### ① 生活困窮者支援を通じた地域支援ネットワークの構築

- ・ 生活に困窮する方からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
- ・ 相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

#### (2) 利用者の権利擁護

##### ① 権利擁護事業の推進

- ・ 権利擁護の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- ・ 地域福祉権利擁護事業は、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりという本来の役割に沿った利用を進めます。
- ・ 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発を行います。
- ・ 民生委員が行う見守り活動の活性化により、権利擁護事業の適切な利用を進め、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。

##### ② 成年後見制度の活用促進

- ・ 成年後見制度の活用を進めるため、制度申立の取扱について市町の理解を深め、積極的な活用がなされるよう努めます。

### (3) 苦情解決の仕組み

#### ① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・ 事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行います。

#### ② 運営適正化委員会の運営

- ・ 事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会内に設置した運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんを行うとともに、運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努めます。

### (4) サービスの質の向上と透明性の確保

#### ① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・ 利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、自己評価や第三者評価の取組を推進します。
- ・ 自己評価、第三者評価および利用者評価が連携し、補完し合うシステムとしてサービスの質の向上を図ります。
- ・ 第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実に努めます。
- ・ 事業所が行った自己評価結果をサービスを利用しようとする人に提供するため、事業所内での閲覧や広報誌、ホームページへの掲載等により、幅広い公表を促進します。

#### ② 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用促進

- ・ 介護現場での健康福祉機器の導入やICTを活用した介護記録の作成等新たな手法によるサービス提供者の負担の軽減や情報共有の迅速化、作業効率の向上等に向けた取組が進められており、こうした状況を踏まえながら、介護労働の負担軽減を図る機器や手法の導入を促進します。

#### ③ 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・ 福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

#### 第4 計画に係る指標

本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、県内全ての市町において地域福祉計画が策定されるとともに、今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画が改定されることを目標とします。

このため、市町に対して地域福祉に関する情報提供や意見交換、地域福祉の推進に資するセミナー等を開催することにより、市町の計画策定等に対する支援を行います。

- ・ 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進  
(現在：17市町／19市町)
- ・ 今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画の改定の促進  
(対象予定：14市町／19市町)

#### 第5 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価を行います。また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。